

松田町無痛分娩費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが安心して出産を迎えるため、無痛分娩による出産を希望する妊婦に対し、その費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において助成金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無痛分娩 麻酔を用いて、陣痛の痛みが和らいだ状態で出産することをいう。和痛分娩も含む。
- (2) 無痛分娩費用 医療保険各法の保険適用とならない無痛分娩に係る費用。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、無痛分娩を受けた者であって、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 無痛分娩を実施した日において、松田町に住所を有していること。
- (2) 医療保険各法の規定する被保険者若しくは組合員又

は被扶養者であること。

(3) 町税等に滞納がないこと。

(対象者の責務)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、無痛分娩について医療機関から十分な説明を受け、それを理解した上で医療における自己決定権のもとに申請するものとする。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、1 回の無痛分娩につき 5 万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成を受けようとするときは、松田町無痛分娩費用助成金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）（第 1 号様式）により町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、出産した日の翌日から 90 日以内とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、町長が別に定める日までとする。

3 第 1 項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 出産した医療機関発行の領収書及び明細書の写し

(2) 振込先の口座番号等が確認できる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 7 条 町長は、申請書の提出があったときは、内容を審査しその適否を決定し、松田町無痛分娩費用助成金交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項により交付を決定したときは、速やかに口座払いにより助成金を交付するものとする。

3 本補助金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第 17 条の規定により、実績報告及び補助金の額の確定の

手続きを省略する。

（請求の効力）

第 8 条 無痛分娩費用助成に係る請求は、第 6 条第 1 項の規定による書類の提出をもってなされたものとする。ただし、請求の効力は、前条の規定による交付の決定日をもって発生するものとする。

（助成金の返還）

第 9 条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、松田町無痛分娩費用助成金返還命令書（第 3 号様式）により期限を定めて返還を命じることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以降に実施した無痛分娩について適用する。